# 港湾産別協定を活かそう！

## ～神戸港湾定期大会・学習会～

### 定期大会

神戸港湾第四三回定期大会は、十月六日に神戸ホテルフルーツ・フラワーで開催した。大会は、コロナ禍の中、代議員四十二名・幹事十六名・会計監査二名・来賓の四名・オブザーバー二名・事務員一名の合計六十七名の参加の下、稲田副議長の司会挨拶で開会した。

大会には、全国港湾・玉田書記長、全国港湾・竹内一石綿対策委員会事務局長、港運同盟兵庫地本より梶山執行委員長が来賓として、出席された。

大会は、二〇一九年度活動経過報告・二〇一九年度決算報告・並びに二〇二〇年度方針（案）・二〇二〇年度予算（案）について一括審議し、全会一致で承認された。併せて、二〇二〇年度役員（案）・大会宣言（案）も全会一致で承認された。

事務局からは、質疑の中で出た意見を秋闘での行政交渉に反映していきたいとした。

今期は、一名、幹事の役員交代があり、当日退任の挨拶をされた。

最後に、橋本副議長の閉会挨拶で議事を終了し、吉岡議長の〝団結ガンバロー〟で大会を閉めて、二一春闘へ向けて闘いの意志を確認して閉幕した。

### 学習会

大会の翌日、十月七日に上記の場所で学習会を開催した。テーマは「いまこそ、港湾産別協定を仕事と職場で活きた（生きた）ものに!!」として、全国港湾・玉田書記長に講演していただき、五十人が参加し、社会のルールは、元々からあったものでなく、労働者・国民の運動によって出来たものであるとし、港湾では、産別のルール、産別協定が我々の諸先輩の運動によって出来たものであるとした。

そして、その産別協定は、ただ守られているのではなく、活かす（生かす）ことが大事であり、その為にも、どのような協定が結ばれているかを知る事も大事であると強調された。

最後に、労働組合の執行部は、現場の声・要求に声を傾けて、是非とも神戸港湾・全国港湾へあげてほしいとした。

（神戸港湾　高島事務局長）

## リレー随筆

### 〜「あいつ…動くぞ！」〜

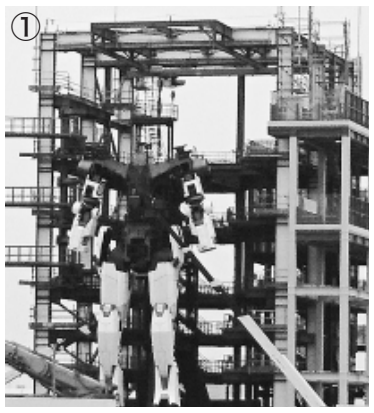

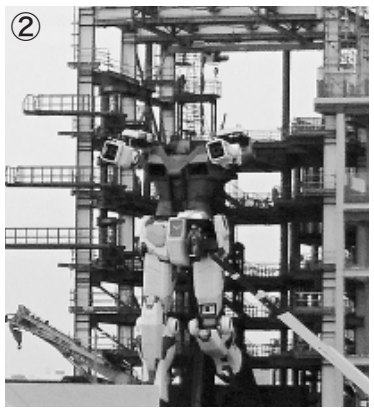

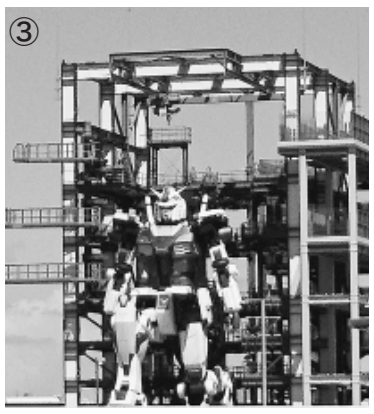

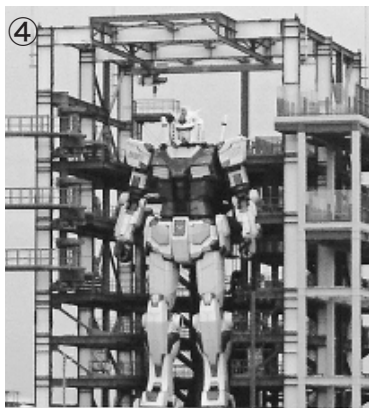

皆様こんにちは、この度、教宣委員になりました日港労連の増山弘です。宜しくお願い致します。

今回記事にするのは、岡部委員の記事のその後を伝えたいと思います。

「こいつ、動くぞ！」そうです、ガンダムの制作状況をお伝えしたいと思います。

横浜山下ふ頭に、二〇二〇年十二月十九日（土）いよいよガンダムファクトリーがオープンします。全長十八メートルの実物大ガンダムが最大の目玉ですが、動きます！しかも、開園から閉園までの三〇分おきに異なる演出で動きます。ガンダムさん、そんなに動いて疲れませんか？見に来たお客さんは楽しみでしょうね。夜はライトアップされ、さらに存在感を増し、氷川丸やホテルニューグランドなどヨコハマの夜景との共演も、また違った楽しみだと思います。組み立て状況や、動作確認をしているところを写真に収めましたのでご覧下さい。

お越しになる際はベイサイドブルーという連結バスが発着していますので、そちらにも乗ってみてはいかがでしょうか？長ぁ～い綺麗な青いバスです。

実は私、八月にNHKの取材を大黒ふ頭内で受けました。「コンテナ開けちゃいました」という新規企画で、南国の植物のDEVAN作業を撮影しました。十一月上旬にBSプレミアムにて放送予定です。カットされていなければ良いのですが……。

皆様、今後とも宜しくお願い致します。

次号は、石渡委員の記事になります！お楽しみに。

よろしくおねがいします！
全労済　こくみん共済 coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

# 港湾産別協定⑮

## ～第三章・第十条　CY作業の自動化～

今回から、雇用と具体的な港湾作業の実態に即した、産別協定を紹介していきます。今号では、第十条の「CY作業の自動化」を取り上げます。さっそく、第十条の条文を記します。

**第十条CY作業の自動化**

コンテナターミナルにおけるCY作業自動化に係る雇用問題については、自動化の実現に拘わらず、全体的な視野に立って業域・職域の確保・拡大に努めるとともに現要員の雇用と就労の保障に努力する。

第一項　コンテナターミナルのCY作業における自動化については、現在の環境下では名古屋港以外に波及させない。しかし、港湾に新しい環境変化が起こった時には協議する。

第二項　名古屋港TCBの稼働に伴う作業等については、第十二章第五八条十二項に定める。

この協定は、二〇〇五年に名古屋港飛島ターミナルが供用開始されるにあたって締結した協定です。このターミナルは、名古屋港に隣接する愛知県飛島村に、AGV（自動搬送台車）とRTG（タイヤ式門型クレーン）の遠隔操作による作業を行うというものでした。当時は、既存のターミナルではなく、新たに自動化ターミナルをつくるということで、将来を見通した「雇用と職域」の確保を焦点とした労使協議でした。

つまり、現在のターミナルを「変える」のではなく、新規ターミナルという意味で、雇用機会が増えるという要素を持ちつつも、既存のターミナルに比べれば、確実に省力化が図られることになり、これが既存のターミナルに波及すれば、深刻な「雇用問題が起きる」し、港運事業者にとっても「業域の縮小」という課題が突き付けられるという問題意識がありました。

したがって、十条本則に「**作業自動化に係る雇用問題については、自動化の実現に拘わらず**」との前提、いわば「どんな状況変化があろうとも」と「状況変化がどのようになろうと」いう条件をしっかりとおさえたうえで、「**全体的な視野に立って業域・職域の確保・拡大に努める**」と確認していることが重要なポイントです。RTG作業が遠隔化されて少人数化することが波及すれば、それをカバーする職域を確保する必要があります。だからこそ、全体的な視野に立って、つまり、荷役機器のオペレート以外の職域の確保・拡大への努力を確認しています。そのうえで、「**現要員の雇用と就労の保障に努力する**」と明記して、現行の人員を削減させない措置を担保しています。

こうした、本則において「雇用と就労の機会の確保」を確認したうえで、第一項で「**現在（二〇〇五年当時）の環境下では名古屋港以外に波及させない**」と明記していることも重要です。「**港湾に新しい環境変化が起こった時には協議する**」との条件を入れてはいるものの、それだけ、労使の危機感があったということであり、雇用と職域・業域を断固として確保しなければならないという認識は、「時代の変化」に安易に迎合しないとの労使の強い決意の表れともいえます。

以上の本則と第一項を前提として、第二項において、「**名古屋港TCBの稼働に伴う作業等については、第十二章第五八条十二項に定める**」とし、これをふまえて名古屋港の労使が、雇用確保を前提とした具体的な作業体制などの協議を行い、地区労使確認を行っています。

「自動化・機械化」の本質は労働力の省力化・人員削減にあります。この本質をしっかりと見定め事態に対応すること、つまり、どのように時代の変化があろうとも、労働者の雇用と港運事業者の業域は守らなければならないし、それを産別労使が確認して対処するということを第十条が示していることを強調しておきます。

飛島ターミナルの稼働から十五年を経て、いままさに「RTGの遠隔操作導入」を巡って労使の厳しい交渉が続いています。全国港湾は、現在の労働者だけでなく、将来も現在の人員体制を確保できることを担保することを要求し、自動化導入を企図する事業者の責任は当然として、当該地区労使が協議のうえ労使協定を締結し、それを中央労使が検証できる体制を要求しているところです。

次回は、バンニング作業（第十一条）、全賃検数（第十二条）、全賃検量（第十三条）へと進むことにします。